

幼児教育無償化に伴う認可外保育施設等の確認手続きについて

幼児教育の無償化とは

令和元年10月から子ども・子育て支援法の改正に伴い幼児教育の無償化が始まりました。対象となる児童は、3歳児クラス～5歳児クラス及び0歳児クラス～2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童です。

無償化の方法は大きく分けて2通りとなります。

①認可保育所、認定こども園等を利用している場合の保育利用料

⇒無料となります。(手続きは不要です。)

②認可外保育施設等を利用している場合の保育利用料

⇒保護者が支払った保育利用料(給食費等を除く)に対し、区から「施設等利用費」を支給します。施設等利用費の上限額は、3歳児クラス～5歳児クラスが月額37,000円(預かり保育は11,300円)、0歳児クラス～2歳児クラスの非課税世帯が月額42,000円(預かり保育は16,300円)です。

①と②は併用できないため、認可保育所の在籍児が認可外保育施設等を利用した場合、②は対象外です。また、無償化の対象となるためには、保護者が区に保育の必要性を認定されている必要があります。

子ども・子育て支援施設等とは

幼児教育無償化の対象となる施設等の事業者は、区に申請を行い「子ども・子育て支援施設等」として「確認」を受ける必要があります。対象は次のとおりです。

認可外保育施設(認証保育所、私立保育室、居宅訪問型等含む)、一時預かり事業
病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、幼稚園等の預かり保育

確認申請とは

渋谷区子ども・子育て支援法施行細則の規定により、次の書類を渋谷区子ども家庭部保育課までご提出ください。

- ・特定子ども・子育て支援施設等確認申請書及び該当する事業に係る付表
- ・上記申請書等に記載されている必要書類

なお、区が確認をするためには、対象の施設等が内閣府令の定める基準を満たしている必要があります。ただし、認可外保育施設については、5年間の経過措置が定められています。その間は、都道府県知事に認可外保育施設としての届出を行っていることをもって、確認をすることができます。

確認した施設等は、区のホームページで公表させていただきます。

助成の手続き等について

渋谷区ではこれまで、認証保育所や私立保育室、認可外保育施設（東京都の基準を満たす旨の証明書交付済み施設のみ）を利用する方の保育利用料について、「保育利用料の軽減」として助成を行ってきました。幼児教育無償化の制度開始後は、国の「施設等利用費」を渋谷区の「保育利用料の軽減」に含めて助成します。（単純に増額となるわけではありません。）

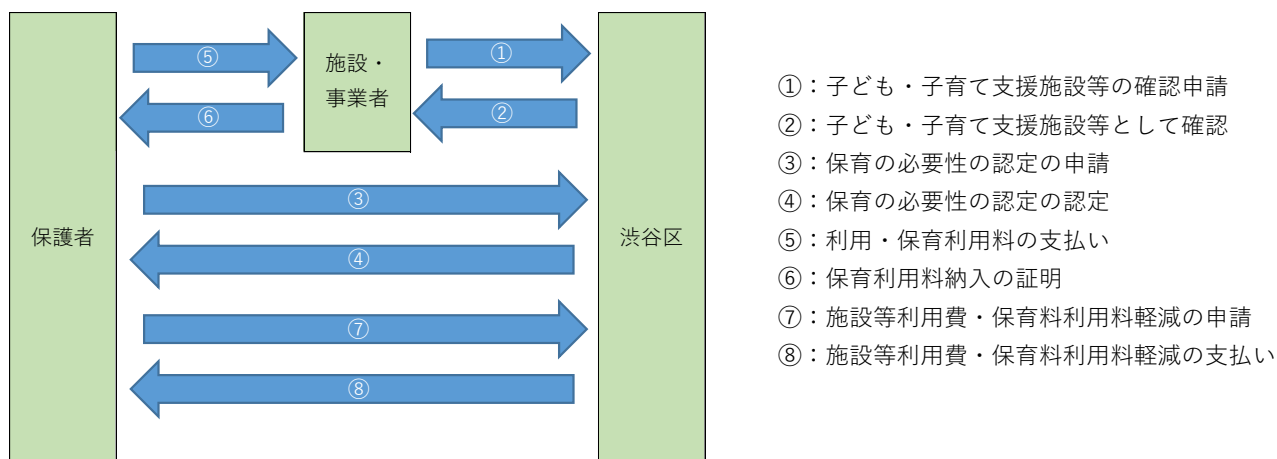
具体的な助成額、手続き方法等については、区ホームページ等でご案内します。

今後の対応について

「幼児教育無償化に伴う保育の必要性の認定について」を区ホームページに掲載していますので、その旨保護者の方に周知をお願いします。

また、下図「幼児教育の無償化に係る流れ」のとおり、保育利用料納入の証明をしていただく必要があります。渋谷区で所定の様式を作成しますので、保護者より依頼があった際には、ご対応願います。（認証保育所、私立保育室については、現行通り区より直接納入確認をさせていただきます。）

幼児教育の無償化に係る流れ



ホームページ

区ホームページにご案内や必要書類を掲載しています。内閣府へもリンクしていますので、国の資料もご確認いただけます。



問い合わせ先

渋谷区子ども家庭部保育課
保育管理係
電話：03-3463-2483